

## チャージ還元サービス利用規約

(目的)

**第1条** この規約は、神戸新交通株式会社（以下「当社」という。）のポートアイランド線及び六甲アイランド線を、西日本旅客鉄道株式会社が発行するICカード乗車券（以下「ICOCA乗車券」という。）を用いて乗車する利用者に対して提供するチャージ還元サービス（以下「本サービス」という。）の内容及び適用条件等を定め、もって利用者の利便性向上を図ることを目的とします。

(適用範囲)

**第2条** 本サービスの内容及び適用条件等については、この規約の定めるところによります。

2 この規約に定めのない事項については、法令及び当社旅客営業規則、IC証票乗車券取扱規則（以下「IC規則」という。）、ICOCA乗車券取扱規則等の定めるところによります。

(用語の定義)

**第3条** この規約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「還元額」とは、この規約に従って利用者には付与される金銭的価値をいう。
- (2) 「対象路線」とは、当社ポートアイランド線及び六甲アイランド線をいう。
- (3) 「利用月」とは月初日から月末日の1ヶ月間をいう。
- (4) 「時差利用」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日、法律で定められた休日及び当社が指定する日の終日と、平日の10時00分から16時00分までの間に自動改札機の改札を受けて入場することをいう。
- (5) 「普通利用」とは、時差利用となる日時以外に自動改札機の改札を受けて入場することをいう。
- (6) 「SF」とは、ICOCA乗車券に記録される金銭的価値をいう。
- (7) 「指定の駅窓口」とは、当社ポートアイランド線三宮駅及び六甲アイランド線住吉駅をいう。

(利用登録)

**第4条** 利用者は、本規約に同意のうえ、当社の自動券売機においてICOCA乗車券について利用登録を行うことで、本サービスの提供を受けることができます。

2 前項の定めにかかわらず、当社が別に定める方法により、ICOCA乗車券に対して利用登録を行うことができます。

3 利用登録に必要な情報は、次の各号に掲げるとおりです。

- (1) ICOCA乗車券記載のJWから始まる17桁のカード番号  
(自動券売機へICOCA乗車券を挿入することにより自動取得します。)
- (2) 氏名
- (3) 生年月日
- (4) 電話番号
- (5) 暗証番号（任意の4桁の数字）

(利用登録の確認・変更)

**第5条** 利用者は、指定の駅窓口への利用者本人の申請により利用登録の確認及び変更を行うことができます。なお、申請には所定の申請書の提出及び別表1に定める登録情報（氏名、生年月日）を確認できる公的証明書が必要となります。

2 前項の申請において、代理人による手続きを行う場合は、所定の申請書を提出し、かつ利用者本人の公的証明書（写し可）及び委任状、並びに代理人の公的証明書の提示により、利用登録の確認及び変更を申請することができます。ただし、親権者等の法定代理人が申請する場合で、公的証明書の提示により利用者本人との関係性を証明したときは、利用者本人による委任は不要です。

3 第1項に定める利用登録の確認について、登録した暗証番号の確認はできないものとし、暗証番号は変更のみ取扱うものとします。

4 第1項に定める利用登録の変更について、登録した氏名の変更はできないものとします。ただし、婚姻等による名義変更を除きます。

(利用登録の無効・解除)

**第6条** 利用登録後、当該ICOCA乗車券を使用して、対象路線を最後に利用した日の属する月の翌月から起算して12ヶ月間当該ICOCA乗車券による対象路線の利用が行われなかった場合は、利用登録が無効となり、本規約に定める一切のサービスを受けることができません。

2 前項により利用登録が無効になった場合であっても、第4条の規定に基づき再度利用登録を行うことができます。

3 利用登録したICOCA乗車券を払いもどした場合は第14条に定める引継ぎを行わなかった場合は、利用登録を解除したものとみなし、本規約に定める一切のサービスを受けることができません。

4 利用者は、指定の駅窓口への利用者本人の申請により利用登録の解除を行うことができます。その場合、以後本規約に定める一切のサービスを受けることができません。なお、申請には所定の申請書の提出及び別表1に定める登録情報（氏名、生年月日）を確認できる公的証明書が必要となります。

5 前項の解除申請において、代理人による手続きを行う場合は、所定の申請書を提出し、かつ利用者本人の公的証明書（写し可）及び委任状、並びに代理人の公的証明書の提示により、利用登録の解除を申請することができます。ただし、親権者等の法定代理人が申請する場合で、公的証明書の提示により利用者本人との関係性を証明したときは、利用者本人による委任は不要です。

6 ICOCA定期券、スマートICOCA、小児用ICOCAなどの記名式ICOCAを記名人以外が使用するなど、IC規則の定めによりICOCA乗車券を無効として回収した場合は、利用登録が解除され、本規約に定める一切のサービスを受けることができません。

(還元額の付与)

**第7条** 対象路線におけるICOCA乗車券のSFの利用月（1日は当日午前5時00分から翌日午前0時50分までの間とします。）の使用に対し、第8条及び第9条に定める算定方法に

基づいて還元額を付与します。

- 2 還元額の付与は I C O C A 乗車券単位で行い、I C O C A 乗車券を複数枚利用登録した場合の利用額及びチャージ還元額の合算はできません。
- 3 前項により付与される還元額は、利用月の翌月 15 日に一括して付与されます。
- 4 前項の定めにかかわらず、当社の運営上の都合により、還元額の付与日は変更となる場合があります。

(時差利用還元)

**第 8 条** 利用月における、対象路線の時差利用の利用合計額が、表 1 に定める還元基準額を超えた場合、同表に定める還元率を当該利用合計額に乗じて算出された額の 10 円未満のは数を切り捨てた額を時差利用還元額とします。

表 1 時差利用還元の還元基準額及び還元率

還元基準額		還元率
大人	小児	
1,400 円	700 円	24%

- 2 I C O C A 定期券の S F を使用して、券面表示の有効期間内に対象路線の券面表示区間外を時差利用する場合の利用額も、利用合計額に合算されます。

(普通利用還元)

**第 9 条** 利用月における、対象路線の普通利用の利用合計額が、表 2 に定める還元基準額を超えた場合、同表に定める還元率を当該利用合計額に乗じて算出された額の 10 円未満のは数を切り捨てた額を普通利用還元額とします。

表 2 普通利用還元の還元基準額及び還元率

還元基準額		還元率
大人	小児	
2,000 円	1,000 円	13%

- 2 I C O C A 定期券の S F を使用して、券面表示の有効期間内に対象路線の券面表示区間外を普通利用する場合の利用額も、利用合計額に合算されます。

(時差利用額の普通利用額への合算)

**第 10 条** 利用月における、対象路線の時差利用合計額が第 8 条第 1 項に定める還元基準額に満たない場合は、その時差利用合計額を普通利用合計額に合算し、前条の定めにより還元額を付与します。

- 2 第 8 条第 1 項の定めにより、時差利用還元額が付与される場合であっても、時差利用合計額を普通利用合計額に合算して、前条の定めにより算出した還元額の方が、普通利用還元と時差利用還元とで個別に算出した還元額の合計より大きくなる場合、その時差利用合計額を普通利用合計額に合算し、前条の定めにより算出した還元額を付与します。

(還元額の確認)

**第 11 条** 利用者は、当社の自動券売機において、所定の操作を行うことにより、操作を行った日の属する月の前月から過去 12 ヶ月の間に付与された還元額を表示又は印字し、確認することができます。

(還元額のチャージ)

**第 12 条** 利用者は、第 7 条の定めにより付与された還元額を、当社の自動券売機で利用登録された I C O C A 乗車券にチャージすることができます。なお、還元額のチャージには、利用登録した暗証番号の入力が必要です。

- 2 還元額のチャージは、当社の自動券売機が利用可能な時間に限り行うことができます。
- 3 暗証番号を 1 日（1 日 は当日午前 5 時 00 分から翌日午前 0 時 50 分までの間とします。）に 3 回誤って入力した場合は、入力制限がかかり、当日中の還元額チャージができなくなります。
- 4 前項の事由により還元額のチャージができなくなった場合は、利用者本人が指定の駅窓口にて申請し入力制限の解除を行うか、翌日以降に再度、正しい暗証番号を入力することで還元額のチャージを行うことができます。  
なお、申請には所定の申請書の提出及び別表 1 に定める登録情報（氏名、生年月日）を確認できる公的証明書が必要となります。
- 5 前項の入力制限の解除申請において、代理人による手続きを行う場合は、所定の申請書を提出し、かつ利用者本人の公的証明書（写し可）及び委任状、並びに代理人の公的証明書の提示により、利用登録の解除を申請することができます。ただし、親権者等の法定代理人が申請する場合で、公的証明書の提示により利用者本人との関係性を証明したときは、利用者本人による委任は不要です。
- 6 還元額をチャージすることにより、I C O C A 乗車券の S F の残額が 20,000 円を超える場合は、還元額のチャージはできません。
- 7 第 3 項及び前項の還元額のチャージができない場合で、第 13 条第 1 項に定める還元期限により還元額が失効した場合であっても、当社はその責めを負いません。
- 8 還元額は、別の I C O C A 乗車券にチャージすることはできません。
- 9 還元額は、現金と交換することはできません。
- 10 還元額のチャージ後の S F の取扱いについては、I C 規則に従うものとします。

(還元額の還元期限)

**第 13 条** 還元額の還元期限は、付与日から起算して 2 か月目の末日とし、その期限内に第 12 条の定めによる還元額のチャージが行われなかった場合は、該当する利用月の還元額は失効します。

- 2 第 12 条第 6 項の事由により、還元期限となる還元額のチャージができない場合は、利用者本人が当社自動券売機において所定の操作をすることにより、還元期限を翌月の末日まで延長することができます。ただし、再延長はできません。
- 3 前項の定めにより、還元額が失効した場合であっても、当社はその責めを負いません。

(利用情報等の引継)

**第14条** ICoca乗車券の紛失、盗難等により新しいICoca乗車券を購入し使用する場合又はICoca乗車券の障害等により再発行する場合は、指定の駅窓口への利用者本人の申請により、当該ICoca乗車券の登録情報、還元可能額及び還元額の付与履歴を新たなICoca乗車券へ引き継ぎます。なお、申請には所定の申請書の提出及び別表1に定める登録情報（氏名、生年月日）を確認できる公的証明書が必要となります。

2 小児用ICocaの有効期間切れのため、新たにICoca乗車券を購入し使用する場合は、指定の駅窓口への利用者本人の申請により、利用登録情報、還元可能額及び還元額の付与履歴を新たなICoca乗車券へ引き継ぎます。なお、申請には所定の申請書の提出及び別表1に定める登録情報（氏名、生年月日）を確認できる公的証明書が必要となります。

3 第1項及び前項の場合において、代理人による手続きを行う場合は、所定の申請書を提出し、かつ利用者本人の公的証明書（写し可）及び委任状、並びに代理人の公的証明書の提示により、利用登録の解除を申請することができます。ただし、親権者等の法定代理人が申請する場合で、公的証明書の提示により利用者本人との関係性を証明したときは、利用者本人による委任は不要です。

4 第1項及び第2項の定めにかかわらず、当社のシステム上の都合や係員の取扱い誤りによりカードを交換する必要があると当社が判断した場合は、交換前のICoca乗車券の利用登録及び還元額の残高を新たなICoca乗車券へ引き継ぐことがあります。

5 第1項から第3項に定める引き継ぎをおこなう新たなICoca乗車券は、本サービスについて未登録の乗車券に限ります。

(還元額の譲渡)

**第15条** 還元額は第三者に譲渡することはできません。

(利用額及び還元額の訂正)

**第16条** 当社は次の場合に、利用者の利用額及び保有する還元額を訂正することができるものとします。

- (1) 当社が誤って利用額及び還元額を付与した場合
- (2) その他、当社が利用額及び還元額を訂正することが適切であると判断した場合

(還元額の不正入手)

**第17条** 本規約に定める以外の方法で不正に還元額を入手した場合は、IC規則の定めにより、当該ICoca乗車券を無効として回収します。この場合、保有する還元額は無効となります。

(還元額の使用停止及び再還元)

**第18条** 当社は、利用登録したICoca乗車券が盗難または紛失された場合でも、還元額の使用停止及び再還元は行いません。

(チャージ還元サービスの制限又は停止)

**第 19 条** 当社は、I C 規則の定めによるほか、本サービスの提供に必要な設備等の保守点検の実施等により、本サービスの提供を予告なしに一時的に制限又は停止することがあります。

2 前項に基づく本サービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。

(個人情報の利用・預託)

**第 20 条** 当社は、利用者が登録した個人情報を、本サービスを提供するために必要な次の各号に掲げる目的の範囲内で利用します。

(1) 利用登録の確認、変更、解除等の申請手続きの際に必要な本人確認のため

(2) 前号の手続きに関する事務手続きのため

(3) 還元額の付与に関する事務手続きのため

(4) 利用実態の調査、利用統計資料の作成ならびにデータ分析やアンケートの実施等による本サービスの改良のため

(5) その他、本サービスを円滑に履行するため

2 前項第 4 号に定める調査・分析結果及び資料については、個人を特定できないように加工したうえで、公表する場合があります。

3 当社は、個人情報の利用において、その個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督したうえで、第三者に取扱いを委託する場合があります。

(免責事項)

**第 21 条** I C 規則の定めによるほか、本サービスの提供に必要な設備等の障害の発生により、やむを得ず I C O C A 乗車券を利用できないことによって、当該利用に対する還元額の付与ができない場合であっても、故意又は重過失の場合を除き、当社はその責めを負いません。

2 I C O C A 乗車券の紛失・盗難等により、第三者が還元額を不正に取得・使用した場合であっても、利用者の損害については、当社はその責めを負いません。

3 暗証番号を使用した手続き・操作等については、利用者本人が行ったものとみなし、そのために生じた利用者の損害については、当社はその責めを負いません。

4 その他、当社の責めに帰すことのできない事由から発生した利用者の損害については、当社はその責めを負いません。

(規約の変更)

**第 22 条** 当社は、利用者の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとします。本規約が変更された場合、変更後の本サービスの内容及び適用条件等については、変更後の規約に従うものとします。

2 前項の場合、当社は、変更後の本規約の内容および変更の効力発生日について、効力発生日までの間に、ホームページへの掲載等により、利用者への周知をはかります。

**附則** この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行します。

## 別表1（公的証明書）

公的証明書とは、以下の公的書類とする。ただし、氏名・生年月日が記載されているものに限る。

- ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・各種健康保険証 ・住民票 ・印鑑登録証明書
- ・住民基本台帳カード ・マイナンバーカード（個人番号カード） ・パスポート
- ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード
- ・特別永住者証明書 ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ・戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）